

一般社団法人 南秀同窓会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人南秀同窓会と称する。

(事務所)

第2条 この法人の主たる事務所は沖縄県宮古島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の親睦をはかり、母校と郷土の発展に寄与すること及び後輩の教育振興を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 宮古高等学校教育活動及び在校生への支援
- (2) 宮古高等学校を卒業した大学生及び大学院生への奨学金給付
- (3) 同窓会会報誌「南秀」の発行
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の構成員は次のとおりとし、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

- (1) 代議員 本定款の規定に基づき会員の中から選出された者
- (2) 正会員 沖縄県立宮古中学校、宮古高等女学校、宮古女子高等学校、宮古定時制高等学校及び宮古高等学校卒業生並びに在学した者
- (3) 特別会員 現職の教職員、PTA会長並びに副会長

(代議員の選出)

第6条 代議員は正会員の中から選出する。

- 2 前項においては、すべての正会員は等しく、代議員に立候補することができる。理事又は理事会は、代議員を選任する権限を有しない。
- 3 代議員の定数は10名以上35名以下とする。
- 4 代議員の選出は2年に一度、5月に実施することとし代議員の選出を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員の任期)

第7条 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。但し、任期満了後においても後任者が選出されるまではその職務を行わなければならない。

- 2 代議員が社員総会決議取り消しの訴え（法人法第266条第1項）、解散の訴え（法人法第268条）役員等の解任の訴え（法人法284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む）には、前項の規定にかかわらず、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はなお法人法上の社員たる地位を有するものとする。ただし、当該代議

員は役員の選任及び解任並びに定款変更についての議決権は有しないこととする。

- 3 任期満了前に退任した代議員の補欠として選出された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(補欠の代議員の予選)

第8条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えてあらかじめ補欠の代議員を選出することができる。この場合の代議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

- 2 補欠の代議員を予選する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあつては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

- 3 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(会員の権利)

第9条 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項に定める権利(定款の閲覧等)
- (2) 法人法第32条第2項に定める権利(社員名簿の閲覧等)
- (3) 法人法第50条第6項に定める権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項に定める権利(書面又は電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等)
- (5) 法人法第50条第6項に定める権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- (6) 法人法第129条第3項に定める権利(計算書類等の閲覧等)
- (7) 法人法第229条第2項に定める権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び256条第3項に定める権利(合併契約書等の閲覧等)

- 2 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

(正会員の資格の取得)

第10条 この法人の正会員になろうとするものは、沖縄県立宮古高等学校を卒業と同時に、入会金2,000円を納入することにより正会員となる。

(社員名簿)

第11条 この法人は、代議員の氏名及び住所を記載した「社員名簿」を作成し、当法人の事務所に備え置くものとする。

- 2 この法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載した住所並びに社員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(経費の負担)

第12条 この法人の会員(社員を含む)は、社員総会の定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第13条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するにいたった時は、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員又は代議員に対し、総会の1週間前までに理由を

付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他、除名すべき正当な理由があるとき
- 2 前項において除名された会員が代議員の場合は、代議員としての資格も失う。

(会員資格の喪失)

第15条 前2条のほか、会員は次に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡したとき
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納めた入会金、年会費その他の拠出金品は、これを返還しないものとする。

第4章 社員総会

(構成及び権限)

第16条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 社員総会は次の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属書類の承認
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他法令で定められた事項

(社員総会の開催)

第17条 この法人の定時社員総会は毎事業年度末日の翌日から2ヵ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集手続き)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めておいた他の理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めておいた他の理事がこれに代わるものとする。

- 2 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、命令に従わない者その他、総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は代議員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総代議員の半数以上であって、総代議員の3分の2以上にあたる多数をもっておこなう。
- (1) 監事の解任
 - (2) 会員の除名
 - (3) 解散
 - (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員又は理事を代理人として議決権を行使できる。その場合代理人は代理権を証する書面を社員総会ごとにこの法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、その代議員は社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第23条 社員総会の議事録については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印し、10年間この法人の事務所に備え置くものとする。

第5章 役員及び顧問

(役員を設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長の1名をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 副会長の中から1名を、理事会の決議によって業務執行理事として選定する。
- 4 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む）である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 他の同一団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令で定めるものである理事の合計数は、理事の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事である副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残

存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(顧問)

第30条 この法人には重要事項に関して会長の諮問に答えるため、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得る。

(報酬等)

第31条 理事、監事及び顧問は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を別途支払うことができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める費用弁償に関する規定による。

第6章 理事会

(構成及び権限)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は次の職務を行う

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めておいた他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第34条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めておいた他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第38条 会長及び副会長は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況

を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第39条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間事務所に備え置くものとする。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局及び職員に対する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業計画及び及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属書類
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属書類
- 2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に10年間備え置くものとする。

(余剰金の分配の禁止)

第44条 この法人は、余剰金を分配することはできない。

第9章 定款の変更及び解散

第45条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。